

地方独立行政法人公立甲賀病院
一般事業主行動計画

地方独立行政法人公立甲賀病院職員が仕事と子育てを両立させることができ、能力を十分発揮できるような雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年7月1日から令和9年3月31日までの 5年間

2. 内容

【休暇取得の目標】

休暇を取得しやすい環境づくりに取り組み、年次有給休暇取得の向上に取り組む。

【対策】

- ・年次有給休暇以外の休暇について、職員が利用できる休暇制度・休業制度の確認がしやすいよう周知する
- ・所属長が毎月年次有給休暇の取得状況について把握できる体制を整え、取得状況が思わしくない職員について声かけを行う等により取得促進に取り組む。
- ・年次有給休暇 5 日間の取得義務のある職員については、必ず年 5 日以上取得できる環境整備を行う。
- ・年次有給休暇取得率の向上に取り組む、取得率 35%以上を目標とする。

【子育てとの両立による目標】

男女を問わず職員が子育て等をしながら働くことができるよう両立支援を促進する。

【対策】

- ・職員が育児休業等を取得する場合、業務に支障が出ないように業務分担の見直しや代替要員の確保等の措置を講じ、職員が制度を積極的に活用できるように努める。
- ・男性職員が利用できる子育て等に関する制度について周知し、利用促進に努める。
- ・院内保育所の保育士を確保し充実させることにより仕事と子育ての両立支援を行う。

【時間外削減による目標】

時間外労働の削減に取り組む、ワーク・ライフ・バランスの改善に努める。

【対策】

- ・長時間勤務の職員が発生した部署は職員間の仕事量の均衡を図り、時間外勤務の削減できる体制の整備を行う。
- ・時間外労働は、例外的に行われるものであるという認識を徹底し、帰宅しやすい職場環境を構築する。